

泉佐個審第10号  
平成21年1月14日

泉佐野市長  
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会  
会長 前田 徹 生

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成20年10月21日付け泉佐総総第1839号で諮問のあった「診療報酬等のオンライン請求に係る電子計算機の外部結合について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 承認

理由 電子計算機の外部結合については、泉佐野市個人情報保護条例7条3項で、「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置がとられていると認められたとき」に例外的に認められると規定している。本件外部提供については、公益上の必要が認められ、また、市並びに大阪府社会保険診療報酬支払基金及び大阪府国民健康保険団体連合会において、必要な保護措置がとられていると認められる。

付帯意見 本件外部提供に係る個人情報は、心身に係る基本的な個人情報であることから、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人情報保護に万全の対策を講じられたい。

なお、個人情報の取扱いについては、業務内容等を文書化することとし、本審査会に提出されたし。